

下水道接続支援補助金をご利用ください

市では、健康で快適な生活環境をつくるため、一部の地域で公共下水道の整備を進めています。
公共下水道を活用していただくため、公共下水道を使用することができる日（供用開始日）から3年以内に接続する（排水設備の設置工事を行う）方に補助金を交付します。
※この制度は平成29年度以降に公共下水道へ接続する方が対象です。

—補助金交付までのながれ—

申込者は
下水道課へ排水設備の設置工事に**着手する前**に公共下水道接続支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて提出します。

下水道課は
内容を審査し適当と認めたときは、公共下水道接続支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申込者に通知します。

申込者は
交付決定を受けた事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに公共下水道接続支援事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、その承認を得ます。

申込者は
排水設備の完了検査後、公共下水道接続支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を下水道課へ提出し、補助金の交付を受けます。

※請求書は、完了検査から1ヶ月以内、又は申請年度の末日（3月31日）のいずれか早い日までに提出してください。

補助金の交付を受ける方へ

次の(1)～(5)の全ての要件に該当する方が補助金を受けられます。
ただし、**新築や改築に伴うものは除きます。**

- (1) 下水道の供用開始日から3年以内に下水道に接続する方
- (2) 改造工事について、建物や土地の所有者の同意を得ている方
- (3) 市税及び水道料金を滞納していない方
- (4) 下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方
- (5) 官公庁でない方



補助金額

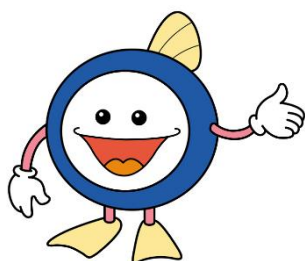
予算の範囲内において、次の(1)～(2)の期間に応じて補助金を交付します。

- (1) 供用開始日から1年以内に排水設備を設置する場合 ⇒ 1件2万円を限度とする。
- (2) 供用開始日から3年以内に排水設備を設置する場合 ⇒ 1件1万円を限度とする。

申込必要書類

次の(1)～(5)の書類により申請してください。

- (1) 公共下水道接続支援事業補助金交付申請書
- (2) 排水設備計画（変更）確認申請書の写し
- (3) 借家・借地の場合は所有者の同意書
- (4) 滞納がないことを証する書類（申請日の属する年の1月1日以降に転入の場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

※供用開始日とは、下水道法第9条の規定により公示された日のことです。
お住まいの地域により異なりますので下水道課までお問い合わせください。

お問い合わせ先
〒313-8611 常陸太田市金井町 3690 番地
常陸太田市上下水道部下水道課業務係 TEL:0294(72)3111 内線 521, 526